

- 84歳(昭和3年生まれ)の女性 (65歳から老齢基礎年金(786,500円/年額(平成24年度))を受給中)
- 「ねんきん特別便」が届き、記録にもれがないか確認したところ、結婚前に勤めていた会社の記録のもれに気づき、ねんきん特別便の回答票を郵送する。
- 年金事務所等で調査したところ、ご本人の申出の会社名及び勤務期間と一致する旧姓当時の厚生年金の記録(10年)が84歳の誕生月に判明した。
- 厚生年金の記録判明により、60歳まで遡って老齢厚生年金(300,000円/年額(平成24年度))も受給できることになった。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳 記録判明	85歳	86歳	87歳	
30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	~
年金時効特例給付の対象期間 (30万円×19年=570万円)																				5年以内の期間 (30万円×5年=150万円)								

○ この年金時効特例給付には、「遅延特別加算金」が加算されます。